## 福生市教育委員会会議録

## 平成29年第1回臨時会

1 開催年月日 平成29年2月15日(水)

2 開始時刻 午後1時00分

3 終了時刻 午後2時00分

4 場 所 さくら会館 第2集会室

5 出席委員 教 育 長 川 越 孝 洋委 員 渡 辺 浩 行

委 員 加 藤 孝 子

委 員 坂 本 和 良

委 員 野 口 哲 也

委 員新藤美知子

6 欠席委員 なし

7 出席者氏名 教 育 部 長 天 野 幸 次

参事兼教育指導課長 石 田 周

教育総務課長 久 保 淳

教育支援課長野崎昌利

学校給食課長 村 野 和 彦

生涯学習推進課長 岡 部 健 一

スポーツ推進課長 横 倉 成 昭

民 館 高 邦 彦 公 長 橋 义 書 館 長 柿 芳 久 田

特別支援教育担当主幹 千 葉 かおり

英語教育推進担当主幹 林 宣 之

8 傍 聴 人 0人

午後1時00分 開会

教 育 長 本日は大変お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。 本日の臨時会をお願いしたのは、次回2月23日に予定しております定例 会では間に合わない案件がございまして、職務遂行上、支障を来すだろ うということで臨時会の開催をお願いした次第でございます。

> それでは、ただいまから平成29年第1回福生市教育委員会臨時会を開会 いたします。

これより本日の会議を開きます。これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。福生市教育委員会会議規 則第19条の規定に基づき、坂本和良委員、野口哲也委員の両名を署名委員 として指名いたします。

次に、日程第2、議案第5号、福生市一般職の任期付職員の採用及び給 与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを 議題といたします。教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、議案第5号、福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められましたことにより、本議案を提出するものでございます。以下、議案第6号、第7号、第8号、第9号も同様です。

議案第5号の提案理由でございますが、特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給割合を改定することについて、市長から3ページから6ページまでの資料のとおり意見を求められております。

資料の7ページをお願いいたします。制定趣旨、下から3行目のところにございますとおり、福生市の特定任期付職員の給与月額及び期末手当の支給月数については、東京都と差異がございますため、一般職と同様に東京都の給与に準拠するため本条例を改正いたすものでございます。

改正内容については、8ページの特定任期付職員給与表改定をご覧ください。平成29年度から給与月額につきまして1号給から5号給まで引き下げを行いまして東京都に準拠いたします。引き下げ額は5,900円から9,600円となっております。また、期末手当の支給月数については、100分の140を100分の157.5に、100分の140を100分の172.5に改め、あわせまして2.95カ月から3.3カ月、0.35カ月引き上げることで都に準拠させるものでございます。新旧対照表5号の2をお願いいたします。

こちらは、この趣旨に沿いまして第4条第1項の給与月額表と第5条の

支給月数を改正するものでございます。なお、この条例に該当する対象職員は、現在1名でございます。施行日につきましては、平成29年4月1日でございます。

説明は以上です。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意いただきま すようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。東京都に準拠する形です。

よろしいでしょうか。それではないようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。議案第5号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり同意すること といたします。

> 次に、日程第3、議案第6号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを 議題といたします。

教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、議案第6号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、提案理 由並びに内容を御説明申し上げます。

資料につきましては、9ページをお開きください。提案理由でございますが、民生委員推薦会に関して議員に係る規定を削除するほか、報酬の額を改定することについて、市長から11ページから14ページまでの資料のとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

資料の15ページをご覧ください。制定趣旨にございますとおり、東京都の最低賃金が平成28年10月1日に改定されたことに伴いまして、パートタイマー賃金が940円となり、一般事務の嘱託員の報酬額との差が大変僅差となってしまいましたこと、また他市と比較しまして同種の嘱託員報酬が低額であることから報酬額を改めようとするものでございます。また、民生委員推薦会委員については、民生委員法の一部改正に伴いまして、福生市民生委員会推薦会規則が改正され、市議会議員への委嘱が除かれることとなりましたことによる改正でございます。

それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。議案第6号の2 でございます。 こちらの別表第1民生委員推薦会委員の適用額、議員の2分の1という記載につきまして、こちらを削除いたします。これは、先ほど申し上げましたとおり、市議会議員の委嘱が除かれたことによります記載の削除です。続いて、それぞれの嘱託員の報酬額の改定となりますが、こちらにつきましては、資料の16ページをご覧いただきたいと思います。時間報酬は、1時間当たり50円の引き上げ、日額報酬、月額報酬は、1時間当たりの額を算出し、その時間額に引き上げ額を加算する方法で改定額を算出しております。教育委員会の関連でございますが、時間給の嘱託員につきまして、まず一般事務嘱託員の一般事務職員が現行1時間1,000円から1,050円に、特別な義務を有する場合の一般事務嘱託員は1,390円から1,440円となり、図書館嘱託員がそれと同様、1,150円から1,200円に改定となります。月額の嘱託員、教育相談員につきましては、月額20万5,800円を月額21万2,000円に、ふっさっ子広場の嘱託員の統括指導員と郷土資料室嘱託員は、月額17万3,600円が17万9,800円に改定、ふっさっ子の広場指導員は、月額17万3,600円が17万9,800円に改定、ふっさっ子の広場指導員は、月額16万2,400円から16万8,600円に改定いたします。

施行日につきましては、平成29年4月1日でございます。説明は以上で ございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意いただきますよう お願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第4、議案第7号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。 教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

教育総務課長 議案第7号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、提案理由並びに内容を御説明申し上げます。資料17ページをお開きください。

提案理由でございますが、一般職の職員の給料表及び扶養手当の支給額 を改定することについて、市長から19ページから28ページまでの資料のと おり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。 失礼いたしますが、資料29ページをお開きください。改正の趣旨でございますが、平成28年10月8日に勧告されました東京都人事委員会の給与改定の内容に準じて一般職の職員の給与に関する条例を改正するものでございます。

30ページをご覧ください。給料表の改定については、行政職給料表の1の1級主事職の号給を153号から6号給追加いたしまして159号給まで足伸ばしすること、また初任給額を18万1,200円から1,500円引き上げ、18万2,700円とすること。行政職給料表に技能主事に適用する1級の号給の262号給から273号給を廃止し、最高号給を261号給とすることの3点でございます。

なお、こちらにはございませんが、あわせて平成30年、来年4月1日を もって2級、3級給料表も東京都の給料表に合わせる改定もございます。

次に、扶養手当の改正については、現行の扶養手当額を1年間の経過措置を入れ、平成30年度の本則の額に改定しようとするもので、配偶者に対する手当額の削減に対しまして、子に対する手当額が増加となっております。

新旧対照表をお願いいたします。議案第7号の2でございます。改正案の第9条の第3項、こちらが扶養手当額の改定内容となっておりまして、 そのほか東京都に準拠しまして、扶養親族についての整理をいたしております。

新旧対照表の3ページ目にございます別表第1の給料表の改定は、159 号給までの足伸ばしと初任給の改定、別表第2の改定は261号給の短縮についての改正でございます。また、その下にあります第2表による改正と申しますのは、先ほどあわせて申し上げました平成30年4月1日をもって2級、3級給料表を東京都の給料表に合わせるという給料表改定についてのことでございます。こちらにつきましては、資料にございます23ページの改定部分から25ページに記載されている内容と同様のものでございます。

続いて、26ページ、附則でございますが、附則1は、給料表について、 第2条の規定は平成30年4月1日から施行することについてです。先ほど の2級、3級を除きましたほかの部分は全て施行日を平成29年4月1日に するものでございます。附則の2は、資料30ページの2、扶養手当の改定 についての表にございます平成29年度におきます経過措置について規定を しているものでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意い

ただきますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。いか がでしょうか。

坂 本 委 員 要するに、これは上限を頭打ちにするという制度ですよね。

教育総務課長 はい。

坂 本 委 員 これは、定年延長絡みの話というのと関係あるのでしょうか。

教育総務課長 定年延長については、まだそういった話はありません。定年についての 考えはまだ私も確認はしておりません。

坂 本 委 員 この手当等がふえるのは職員にとってはありがたいことだと思うのです けれども、財源措置というのはまた別途あるわけですよね。

教育総務課長 はい。

坂 本 委 員 教育委員会の予算の中でその職員の増額分は自分のところでまかなうよ うにという話にならないですよね。

教育総務課長 そのようなことにはならないものであります。

教 育 長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第7号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第5、議案第8号、福生市の一般職の職員の給与の臨時特例 に関する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。教育総務課 長より内容説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、議案第8号、福生市の一般職の職員の給与の臨時特例に関す る条例に対する意見聴取について、提案理由並びにその内容を御説明申し 上げます。

> 資料30ページの提案理由でございます。管理職員の給料を減額すること について、市長から33ページから37ページまでの資料のとおり、意見を求 められましたので、本事案を提出するものでございます。

> 39ページをお開きいただきたいと思います。制定の趣旨でございますが、 平成29年度管理職の給与月額を部長職で5.2%、課長職で3.9%を削減しよ うとするものでございます。こちらにつきまして条例の内容も説明させて いただきます。お戻りいただきまして36ページをご覧ください。

第1条でございますが、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間において給料に関する条例、福生市の一般職の給与に関する条例の特例を定めるものとしております。第2条第1項は、一般職の職員の給与の特例を定め、行政職給料表(一)の4級を適用している課長職は、給料月額から100分の3.9、5級を適用している部長職は給料月額から100分の5.2を減じることと定めております。

第2項につきましては、休職者に係る給料の割り落としに関して規定しているものでございます。

第3項は、職員が勤務しなかったことによる給与の削減に関しての規定をするもので、第4条は端数処理の規定額を定めておりまして、給与の支給に当たり減じると定める額を算定する場合には1年未満の端数が生ずるとき、これを切り捨てるとなっております。

次に、附則でございます。附則1は、施行期日を平成29年4月1日と定めたもので、附則2は、特例期間において平成30年3月31日を限りに効力を失うという規定でございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意い ただきますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それではないようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。議案第8号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第6、議案第9号、平成29年度福生市一般会計予算の原案中 教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。教育部 長より内容説明をお願いいたします。

教 育 部 長 それでは、議案第9号、平成29年度福生市一般会計予算の原案中教育に 関する部分に対する意見聴取について、提案理由並びにその内容について 御説明を申し上げます。

41ページをお願いいたします。まず、提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から別紙写しのとおり意見を求められたことから、本議案を提出するものでございます。本日資料といたしまして、45ページからでございますけれども、平

成29年度福生市一般会計予算及び同説明を添付してございます。また、別冊となっております議案第9号の2資料、平成29年度当初予算について並びにA4判の1枚の資料でございますけれども、議案第9号の3の資料といたしまして、歳入歳出の集計表を御配付させていただきました。かなり量も多いこともございますので、大変恐縮ではございますけれども、このうち主なものについてその概要を御説明させていただきたいと存じます。

それでは、別冊の議案第9号の2資料をご覧いただきたいと思います。 まず、1の予算規模でございます。一般会計につきましては、平成29年度 の予算額は248億1,000万円、前年度と比較いたしまして7,000万円、率で 0.3%の減でございます。そのうち教育費につきましては、予算額が32億 7,074万4,000円で一般会計全体に占める割合は13.2%、前年度との比較で は4億8,308万7,000円、率で17.3%の増でございます。なお、教育費を学 校教育関係と社会教育関係に分けますと、学校教育関係が21億7,281万 7,000円で、教育費の中での構成は66.4%、社会教育関係が10億9,792万 7,000円で、構成費は33.6%となっております。

次に、2の大規模事業でございますが、1億円以上の主な建設事業等をここに記載してございます。都市計画道路3・4・7号富士見通り線整備事業、そして新扶桑会館整備事業など増額となった事業もございますけれども、28年度にございました町会会館建設費補助金、中学校給食用設備整備事業などの事業の終了に伴いまして減となり、一般会計全体では減額となっております。

次に、3の教育費における主な新規、改善事業でございますが、新規、 改善事業の主なものをここに記載させていただいております。

それでは、教育部所管の歳入から御説明をいたします。別に配付してございますA4判の議案第9号の3の資料をご覧いただきたいと思います。まず、表面の5の一般会計歳入でございますが、教育部所管の歳入について記載してございます。表の構成ですけれども、左の列から順に款、項、目別と説明欄、そして平成29年度の予算額となっております。教育部所管の歳入につきましては、合計で1億9,739万9,000円でございまして、このうち主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、最初に13款は、使用料及び手数料となりますけれども、第1項第4目、教育使用料でございますが、説明欄に公民館使用料から体育館使用料まで9つの施設使用料を記載してございまして、いずれも利用者数の実績等から推計いたしまして算定をしたものでございます。

次に、第14款は、国庫支出金でございますけれども、第2項第6目教育費国庫補助金では説明欄のうち教育施設等騒音防止対策事業補助金は、市内小・中学校における冷暖房と換気に係る電気、ガス料金等に対する補助金でございまして、こちらは28年度比で1,680万円の増となっております。これは、第三小学校、第五小学校で実施を予定しております小学校防音機能復旧事業に対する防衛省からの補助金が新たに加わったことによるものでございます。

そして、新扶桑会館整備事業補助金は1,613万3,000円の増でございまして、これは本年度で設計が完了いたしまして、29年度に建設工事を行うため補助金の額が増となっております。こちらも防衛省からの補助金でございまして、歳出では新扶桑会館整備事業に充当いたします。

次に、第15款都支出金でございますけれども、第2項の第7目教育費都補助金は、説明欄の教育支援センター機能強化モデル事業補助金は皆増でございます。これは、東京都のモデル事業を福生市が指定を受けまして実施するもので歳出の教育相談員報酬に充当いたします。

そして、公立学校防犯設備整備事業整備補助金も皆増でございまして、 小・中学校の防犯カメラの更新に際し、補助を受けるものでございます。 2年間の計画で、全小・中学校に既に設置してあります防犯カメラの更新 をいたします。

同じく第15款の都支出金でございます。こちらの第3項第5号教育費委託金のうち説明欄2、日本の伝統文化理解教育推進事業委託金からスーパーアクティブスクール事業委託金まで6項目が皆増となっておりますが、これら東京都のモデル事業等の委託金につきましては、平成28年度の一般会計補正予算(第1号)の6月の補正予算で確定をしておる事業でございまして、もう既に事業を実施しているものでございます。当初予算の比較では皆増となっているものでございます。

次に、1つ飛びまして、第20款は諸収入になりますが、第3項第1目雑入の説明欄1、ふっさっ子グローバルヴィレッジ事業参加負担金64万円は事業の実施に当たりまして参加者からの負担金を歳入計上したものでございます。1人当たり1万6,000円、参加者40名分の金額でございます。

以上が教育部所管の歳入の説明でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。裏面をお願いいたします。 教育部の所管する歳出予算につきましては、合計で25億6,529万1,000円、 28年度と比較いたしまして、4億6,199万5,000円の増でございます。この 額につきましては、冒頭に申し上げました教育費の総額から人件費を除いた額となっておりまして、事務事業の実施に伴う諸経費の合計額となります。

議案第2号の2の資料、冊子になっている資料をご覧いただきたいと思います。これ以降につきましては、平成29年度実施計画書に基づいてこちらの資料を作成してございまして、この資料に基づきまして、29年度新規、改善事業を中心に説明をさせていただきます。

まず、この3ページをお願いしたいと思います。上段のアの運営方針につきましては、ご覧のとおり7点でございます。

次に、下段のイ、実施計画でございますが、平成29年度における新規・ 廃止項目、改善項目につきましてこちらに記載をしてございます。

次に、6ページをお願いいたします。ここからは事務事業ごとの個表となります。この個表においては、左上に新規事業、継続事業の区分を明記しております。また、下の左側の欄に主な需用費が記載してございますけれども、このうち改善項目には丸印が付されております。この個表に従いまして、29年度新規事業、改善項目を中心に説明をさせていただきます。

まず、8ページをお願いいたします。下の表でございますが、ナンバー 6、事業名、第一小学校管理事務は、継続事業となりますが、主な事業費 のうち丸印がついてございます長寿命化調査委託料は、新たに実施するも のでございまして、教育施設の長寿命化計画の策定について、文部科学省 より要請がございまして、実態把握をするため実施するものでございます。 主にコンクリートの中性化の進行状況の調査などを実施いたします。この 調査委託は、全小・中学校で実施いたしますので、次のページ以降、各学 校の管理事務の中に学校ごとに予算額を記載してございます。

次に、13ページをお願いいたします。上段のナンバー15、小学校防音機能復旧復帰事業は、新規事業でございまして、先ほど歳入のところで申し上げました福生第三小学校、第五小学校におきまして、空調機の更新を行うものでございまして、平成29年度には設計を実施いたします。

次に、14ページをお願いします。上段の表、ナンバー17、第一中学校管理事業でございますが、主な事業費の一番上に新校舎便所改良工事、中段の新校舎便所改良工事管理委託料、これは老朽化いたしました第一中学校新校舎のトイレ2カ所を湿式から乾式に改良いたしまして、衛生環境の向上を図るとともに、バリアフリー化、省エネ化を図るものでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。下段のナンバー28、教育研

究指導事業は、教育研究発表会でオーケストラ鑑賞教室の実施に伴う事業 費でございますけれども、福生市立学校の学校行事の見直しに伴いまして、 小学校第5学年宿泊学習を新規で実施いたしますことから、従来の合唱鑑 賞教室及び演劇鑑賞教室は廃止をいたします。

次に、20ページをお願いいたします。上段のナンバー29、修学旅行・移動教室事業は、主な事業費のうち移動教室付添看護師謝礼、移動教室負担金、保険料が改善項目となっておりますが、先ほどの小学校第五学年、宿泊学習の実施に伴い、こちらが増額となっております。

次に、26ページをお願いいたします。上段のナンバー41、総合的な不登校児童・生徒指導モデル事業でございますが、主な事業費のうち、不登校対策事業委託料は、東京都の教育支援センター機能強化モデル事業補助金を活用いたしまして、不登校児童・生徒への支援並びに不登校児童・生徒の減少を図るための策を講じる費用でございます。

次に、31ページをお願いいたします。上段のナンバー51、教育相談事業は、主な事業費のうち教育相談員報酬が改善となっておりまして、195万4,000円の増となっております。これは、3年を期間として東京都の教育支援センター機能強化モデル事業の指定を受け、実施する事業でございまして、心理相談員を1名増員し、支援体制のさらなる強化を図るものでございます。

また、その他事業費が5万3,000円となっておりますが、このうち3万8,000円でございますけれども、外国人保護者に対応するため日本語通訳者謝礼の新設により増となっております。

次に、35ページをお願いします。上段のナンバー59、小学校教育環境整備支援事業でございますが、主な事業費のうち電算機借上料は、タブレット端末を借り上げ、児童に貸与して学習ドリル教材ソフトウエアを利用した学習を行うもので、電算機借上料のほか、通信運搬費として通信回線の使用料を、そしてプログラム使用料といたしまして、ソフトウエアの使用料を合計いたしまして1,283万4,000円が増となっております。

そして、修学旅行等負担補助金でございますけれども、従来の補助に加えて先ほどの小学校第5学年の宿泊学習に伴う対象児童の保護者に対して費用負担の補助を行うもので、この分の費用195万円が増額となっております。

そして、学校ICT業務支援委託料でございますが、こちらは新設でございまして、機器の保守業務以外のサポートを円滑に行うため、専門的な

知識を持った学校ICT業務支援員を委託により実施をいたします。教育 支援課に配置するものでございます。

そして、その他の事業費でございますが、予算額530万2,000円でございますが、ここには小学校5年生の宿泊学習の実施に伴う扶助費として40万1,000円、そしてそのシステム改修費用として37万5,000円、さらにアレルギー対応給食の申し込み等に係る文書費を該当者に支給するため、学校生活管理指導表扶助費として6万円をこちらに含んでおります。これら新たな事業の分が増となっております。

次の下段でございますが、ナンバー60、小学校特別支援教育振興事業では、福生第七小学校に設置いたしました言語障害通級指導学級に防音壁やモニターの設置、空調機の移設等、教室整備を行うため主な事業費のうち言語障害通級指導学級整備工事が新設となります。そして、必要な消耗品、備品を購入するため、消耗品費が16万円、備品購入費が62万8,000円経常経費より増となっております。

次に、37ページをお願いいたします。上段の表、ナンバー63、中学校教育環境整備支援事業は、主な事業費のうち給食費扶助費といたしまして、1,157万円が計上してございます。今年度ミルク給食の扶助費のみでございましたが、中学校給食が開始されますことから大幅な増となっております。

そして、校外学習扶助費は中学校のスキー教室の実施に対しまして、就 学援助対象者に支給するもので、こちらは新設でございます。

さらに、学校ICT業務支援委託料は、先ほどの小学校と同様の理由によりまして新設となっております。

次に、41ページをお願いいたします。下段の表になりますが、新学校給食センター管理事務は新規事業でございまして、平成29年度2学期から稼働いたします新学校給食センターの設備等の維持管理を行うため新たに設定された事業でございます。予算額は2,683万7,000円でございます。

次に、42ページをお願いいたします。上段の表、ナンバー73、ランチルーム運営事業は、設計委託料が新設でございまして、中学校給食の開始に伴いまして、このランチルームにつきましては廃止となりますが、現在のランチルームの厨房機器を撤去するため、その撤去委託を行うものでございます。

次に、43ページをお願いいたします。上段のナンバー75、給食費事務費は、主な事業費のうちミルク給食分の学校給食費補助金に中学校給食費分

を追加するとともに、口座振替など中学校給食費の収納に関する事業が加わることから、手数料、通信運搬費、印刷製本費が合計で23万2,000円ほどの増となっております。

次に、飛びまして、61ページをお願いいたします。上段のナンバー111、 市民会館管理運営事業は、主な事業費のうち長寿命化改修等調査委託料が 新設でございまして、老朽化した市民会館の建物調査を実施し、長寿命化 のための改修並びに同規模の建物に改築した場合を比較検討するための基 礎調査を実施いたします。

次に、67ページをお願いいたします。下段の表、ナンバー124、図書館 運営事業でございますが、図書館各館とデータセンター間のネットワーク 通信の規格を変更するとともに、インターネットへの接続方法を変更し、 セキュリティーを高め、安全性の向上を図るため、従来のプログラム使用 料などが増額となるほか、システム改良委託料、据付調整委託料が新設と なっております。

以上、大変雑駁でございますけれども、平成29年度当初予算教育部の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

坂 本 委 員 先ほど長寿命化改修等調査委託を全部の学校にという話でしたが、それらには市民会館を加えるだけということなのでしょうか。例えば公民館などは対象にならないのでしょうか。

教育部長 現在、市では総合管理計画という計画をつくっているところでございまして、これは将来的な市の公共施設等の方向性を示す計画でございますけれども、その中で教育施設についても触れられておりますが、この計画とは別に、特に市民会館、それから学校の校舎について、建築からの経過年数がかなり経っていることから、まずは建物の調査を行い、改修した場合どのくらいの経費がかかるのかということを算定した上で、将来的な計画をつくっていくことになろうかと思います。その他の施設、例えば中央図書館についてもかなりの年数が経っておりますし、中央体育館も同様にかなりの年数が経っております。こちらにつきましても、同じような形で今後調査をして、将来的な計画をつくっていく必要性を感じているところでございます。29年度につきましては、さしあたって市民会館と学校の校舎の調査を行うということで予算計上をしたということでございます。

坂 本 委 員 学校と同じように公民館も万一のときの住民の避難場所にもなるのでは ないかと思いましたので、順番としてはそんなに低くないのではないかと 思ったので質問したのです。

もう一つ、いいですか。修学旅行には小学5年生に新しく宿泊行事が入っているので扶助費を予算化したのですけれども、生活保護家庭については、それは毎月のその生活保護費の中に加算されて生活費ということで一括しているのでしょうか。それとも、また、これはこれで別枠になるのでしょうか。わかりますか。

教育支援課長 別枠で出す形になります。

坂 本 委 員 そうですか。わかりました。一緒にすると使ってもらえない可能性もあ るので、それが不安でした。

教 育 長 ほかにございますか。

新藤委員 教育相談室に1人増ということでございました。これは、今後継続的に 体制を整えていくということでずっと置くのか、それとも補助金の関係で 派遣等で充実というようなことなのか、そのあたりの経営構想というのは どうですか。

教育支援課長 今回の予算措置につきましては、モデル事業になっておりますので、3 年間でございます。しかしながら、教育相談室としてはやはり、臨床心理 士の必要性については重く受けとめておりますので、29年度は市長部局等 に訴えかけていきたいと思っております。

以上です。

参事兼教育指導課長 補足をさせていただくのですが、これは教育相談室に臨床心理士がふえるということは実態なのですが、都教委としては適応指導教室に専門に配置をお願いしますということなのです。ただ、我が市は適応指導教室と教育相談室が一体の形になっているので何ら問題ないと思うのです。ですから、その純粋に臨床心理士が1人ふえるという考えではなくて、適応に主に軸足を置く方が教育相談室に配置されるというのはこの事業の一番の骨の部分でございます。

教 育 長 そういう意味で、不登校対策事業ということです。

新藤委員 その辺の絡みが出てきて、具体的な取組ということですね。

教 育 長 これは3年間ということで、その間に頑張って市の予算を確保できるよ うには努めたいということでございます。

新藤委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

教育長ほかにございますか。

渡 辺 委 員 ランチルームで設計委託とさっきありましたけれども、9月以降、例えば第一給食センターの変更等はどんな感じなのですか。

教育総務課長 その辺につきましても、3月の教育委員会の定例会の中で若干規則改正、 事務分掌などの見直しの部分がございまして、そういったところでまず業 務についての御説明や、またランチルームの今後についてはまだ検討して いる段階ですので、とりあえずこの設計と申しますのは、今回この予算に つきましては、大きな厨房機器はとりあえず撤去するといった予算でござ いますので、それが通ればということでございます。

渡 辺 委 員 ということは、現給食センター、第一、第二に関しては、どう利用する かを今後考えていくということですか。

教育総務課長 今協議中といったほうがよろしいかと思います。まだ明確に施策として きちんとまとまった形にはなっておりませんので、検討中ということでよ ろしくお願いします。

学校給食課長 解体事業につきましては、第一、第二も議案第9号-2資料38ページの 学校給食センター解体除去事業にございます。まずは第一センターの除却 を行い、翌年に第二センターという予定で除却していく予定でございます。

渡 辺 委 員 除却ということは、では要するに撤去してしまうということですか。 学校給食課長 跡地利用につきましては、まだ検討中ということでございます。

教 育 長 撤去して平地に戻すと、その後の計画について今教育総務課長が説明したとおりです。

渡 辺 委 員 あのままで撤去しないで使うという方法ではないということですか。

教 育 部 長 現給食センター、第一、第二の現状の建物をどうするかということについて、もう大分古い建物でありますことから、まずは撤去して、その後跡地をどう利用するかについては庁内の全体的な会議で、現在検討をしているところでございます。

教 育 長 1つは耐震設計ではないということもあって。その辺を説明してくれま すか。

学校給食課長 第一給食センターにつきましては、調理場について耐震はあるのですが、 事務棟はございません。それから、三小の配膳室等は、手狭でございます ので、広げる計画まではございます。

以上でございます。

渡 辺 委 員 いや、なぜかというと、要するに特別支援等の教室ができていくではないですか。狭いというお話も聞いたりするので、そういったところは使えないものなのかなと思ったもので、御質問させていただきました。そのま

ま使えればいいなと思っただけなのです。

教 育 長 建物を一旦壊して、新しくという点で今のような御意見についても検討 しておりますので、いずれお話を申し上げたいと思います。

渡辺委員はい、わかりました。

教 育 長 よろしいでしょうか。

渡辺委員はい。

教 育 長 ほかにございますか。

いいですか。今回教育予算は私の要望を大分反映していただいておりまして、当初予算として議会に提案する予定でございます。

それでは、ないようですので質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第9号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第7、議案10号、福生市教育振興基本計画実施計画(平成29年度~31年度)の策定についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長 議案第10号、福生市教育振興基本計画実施計画の策定について、提案理 由並びに内容につきまして説明させていただきます。

提案理由でございますが、福生市教育振興基本計画 [修正後期] に基づきまして、各施策を計画的に推進できるよう平成29年度から3年間の実施計画を策定する必要があるため提出するものでございます。また、先日まで、お忙しい中、御意見をいただきましてありがとうございました。こちらにつきましても、皆様の御意見も入れたものに修正してございます。

それでは、内容につきまして説明いたします。別冊の議案第10号資料の実施計画書、1ページでございます。こちらは実施計画の基本的な考え方を記載してございます。(1)策定の目的、(2)性格といたしまして、具体的に29年度から3カ年で実施する事業や取組の計画を示しております。毎年翌年度に事務の点検、評価を行いますため施策の成果を図る指標を設定することや、社会経済状況の変化、教育行政全体の新たな課題に対応するため毎年見直すということ、また(3)では実施計画の位置づけの図がございますが、長期計画である教育振興基本計画 [修正後期] に基づく短期計画でございまして、市ではPDCAサイクルで推進していること。

(4)計画期間等は平成29年度から31年度までの3年間として毎年度改定するものであると記載しております。

次に、2ページ、3ページでは教育振興基本計画 [修正後期] で示しました4つの基本方針ごとの施策事業の改定、また5ページから46ページまでが基本方針ごとの推進事業実施計画の一覧表となります。

新規事業につきましては、事業名のところに働とまた書いております。 また、改善事業につきましては、優と表示しております。年度別計画の欄には平成29年度一般会計当初予算案に計上しております予算額を記載しております。基本方針1につきましては105事業、基本方針2では66事業、基本方針3では63事業、基本方針4では31事業で、全部で265事業を掲載しております。基本方針ごとの最終ページには施策の成果を図る指標を示しております。

最後に47ページでございます。福生市教育委員会の教育目標、48ページ に教育目標を達成するための基本方針を掲載しております。

以上でございます。説明は以上でございます。原案のとおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

- 教 育 長 内容説明は終わりました。何か質疑等ございましたらお願いいたします。 成果を図る指標等入ってございますが、何かございますか。
- 坂 本 委 員 指標づくりのところで、毎年指標がこれでいいのかどうかといったもの が、話題になると思うのですけれども、今回変えたようなところがあるの でしょうか。
- 教育総務課長 施策の成果を図る指標につきましては、そういった御指摘であると伺っておるのですが、指標として基本的に変化ございません。なかなか指標の設定は難しくて、苦慮したところでございます。 以上です。
- 教 育 長 特に変えたところはないということなのです。英検の合格者数の割合は、 これは去年と目標値が変わっていますか。少し上がっている気がするけ れども、どうですか。
- 英語新推進当 離認をさせていただければと思います。手元に資料がございませんので。 教 育 長 ほかに変わっているところはないですか。今坂本委員から御指摘があり ました。
- 坂 本 委 員 その期間は3年間でも毎年改定するというふうに言っているわけですから、状況に応じて当然指標も変わっていいはずなので、その指標の見直しをしなかったら改善の状況についての意見交換もできなくなるといけない

ものですから、そこについてはもう一度確認していただけますか。適切だったかどうかということ。今ぱっと見て、これがいいかどうかというのは資料がないし、私ではわからないので。

教育総務課長

ありがとうございます。こちらの指標につきましては、今一度フィードバックいたしまして、修正できればと思っております。また、こちらにつきましては、いとまのないところもございまして、議員に提出する関係もあり、この修正につきましては、メール等のやりとりで確認ということで、お願いできればと思っております。

教育長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第10号は委員からの御指摘がございまして、成果を図る指標の部分をもう一度各課において点検をした後に修正があれば修正し、後ほど委員各位に連絡をするということでの一部修正をもって決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案の一部修正をもちまして可決することといた します。修正がない場合につきましても、あらかじめまた御連絡を申し上 げます。

次に、日程第8、協議事項1、平成29年度福生市の教育方針についてを 議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いします。

教育総務課長

日程第8、協議事項1、平成29年度福生市の教育方針について、提案理 由並びに内容につきまして説明させていただきます。

議案書の107ページをお願いいたします。提案理由でございます。平成29年第1回市議会定例会におきまして、平成29年度の福生市の教育方針を述べるに当たり、御協議をお願いするものでございます。この内容は、2月28日の市議会定例会初日の冒頭で、市長の施政方針の演説に基づきまして、教育長に御発言をいただくものでございます。本方針は、先日、案を御配付させていただいた後、各委員から御意見をいただきまして修正したものを今回協議案とさせていただいております。

内容でございますが、107ページ冒頭ではまちづくりの基本は人づくりであるとの考えに立ち、学習指導要領を取り上げ、同様の認識を持ち、福生市の教育において常に課題認識を持ち、現状分析や改善に向け総力を挙

げ結果を出したいとしております。また、その108、109ページに当たりましては、福生市のこれまでの教育の取組を述べ、平成29年度以降についての学校教育や生涯学習についての推進目標、家庭、学校、地域社会の連携の重要性に触れております。

そして、110ページからは、平成29年度当初予算に計上しております主要な事業の理念、そして概要として学校教育については学力向上の取組、英語教育の推進、新たなコミュニティ・スクールの開設、不登校総合対策等いじめ防止対策並びに特別支援教育、防災食育センターのスタート、児童・生徒の安全対策などの6点、生涯学習につきましては、ふっさっ子グローバルヴィレッジの実施、旧ヤマジュウ田村家住宅古民家の活用、福生市スポーツ推進計画[修正後期]の推進、公民館運営審議会答申を受けての利用者の拡大を目指した事業等の実施、地域・家庭・学校・図書館の相互連携による子どもの読書活動の充実といった5点などを述べた後、就学前教育として幼保小との連携の質的転換の重要性を申し上げ、結びには改めて人づくりが持続的に福生市をつくるとの思いと、福生市が教育の持続、発展に組織一丸で取り組んでまいる所存を述べさせていただいております。内容については、以上でございます。御協議いただきまして、御決定くださいますようお願い申し上げます。

教育長の内容説明は終わりました。何かございましたらお願いいたします。

学習指導要領のところ、昨日指導要領の案が発表されたので、そこのと ころを変えるようかもしれないと思っています。

何かございますか。よろしいでしょうか。前もってお送りし、御指摘はいただいたところについては、直したものをお出ししております。

坂 本 委 員 最近になっていじめによる自殺の問題というのが、教師がいじめの原因 であったり、子ども同士の問題であったり、ばたばたと出ているような気 がするのです。

教 育 長 出ていますね。

坂 本 委 員 それについて触れるとしたら、どこで触れればいいかと考えていたのですけれども。いつでも使えるような内容だけでなくて、やっぱりアップトゥデートな文言が入っていると厚みが増していいかなと思ったのです。とは言っても形ができてしまっているから、そういった資料はないのですよ。

教 育 長 子どもの命のことは私もずっと気になっていまして、このところ全国的 に子どもの命が脅かされるといいますか、さまざまな意味を含めて懸念 をしているところでございまして、事務局で挿入するか考えさせていた

だくということでよろしいでしょうか。

またメールでお送りいたします。いじめ等の子どもの命について触れるということで教育方針についてはよろしいでしょうか。

ないようですので、質疑を終わります。

お諮りをいたします。協議事項1は、ただいま御指摘をいただきました 原案の一部修正をもって決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 教 育 長 異議なしと認めます。

よって、協議事項1は原案の一部修正をもって決定することといたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、平成29 年第1回福生市教育委員会臨時会を終了いたします。ありがとうございま した。どうもお疲れさまでした。

午後2時00分 閉会